（本號十面）　（逓信省認可）　明治二十四年十月廿三日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號評論細なる商況物價

第三千百六十七號　明治廿四年十月廿三日（壬午）　金曜日
舊暦辛卯九月廿一日
日出午前五時五十五分　日入午後四時五十五分
月出午前九時三十二分　月入午前十一時十四分
滿潮午前八時十九分　滿潮午後九時十二分
（西暦一千八百九十一年）

秋季演習報道特派員

今般東海道藤澤附近の地方に於て近衛諸兵秋季演習の催ありて天皇陛下にも天覽として御發輦あらせらるゝ等に付本社は特に社員を同地に派出して其實況を詳細に報道すべし

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月賦日休刊

〇時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上 七日以上	一行ニ付
一行五號活字廿四字詰	六日迄	十一號	十錢五厘
一行ニ付	十三錢		

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて屢よる各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるよと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にざへ報道すれば本社は其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

軍艦の遭難

軍艦は國有物にして語を換へて云へば全國納稅者の金を以て製造したるものなれば其取扱の局に當る者は百事愼重を旨とす可きこと勿論にして若し萬一にも怠慢の形跡あるときは其責任は免れざるよと知る可し即ち先進國の海軍に於ては艦長其人の撰任を重んずる所以なれども海洋の廣き風波の險なる時としては航海上に不慮の變あきを得ず或は乘揚、沈沒、衝突等の出來事もあるが故に期る場合には直に軍法會議を起し其艦長以下關係の重ある士官を審訊し有罪のものは無論假令ひ止むを得ざるに出でたるものゝ外は斷決して無罪に決するも艦長たるものに限り再び就任の榮を得るは極めて稀れある慣例なりと云ふ右の法規習慣法の如きも畢竟國有物なる軍艦の取扱を鄭重にするの精神にして注意周到なりと云ふ可し過般我軍艦筑波號が佐渡海に於て遭難の事ありし實際の情況は我當の委しく知らざる所なれども元來九十の三箇月間は日本海に最も危險多き季節にして世界各國の航海者と雖も皆ふれを知らざるものなく英國軍艦の水夫の間に行はるゝ準則の中にも日本海には八月九月を戒しむ可し十月を過ぎて始めて安心ありとの意味を示すものさへある程ありと云へば筑波の遭難は去月中旬の事にして恰も此戒を犯したるの嫌なきを得ず（當時英國の東洋艦隊は函館に碇泊して更に勵かざりしと云ふ）抑も軍艦の進退運動は唯其の筋の上長より命令するがまゝに從て艦長には自動の權限あることの能なれば上長の筋より斯る危險の季節に北海の航海を命じたらんには其命令の當らざること勿論あれども我輩は艦長に向ても自から求る所のものなきを得ざる所に據れば筑波は隨分老船にして且機數と馬力と割合も宜しからず順風の時には蒸氣よりも帆を用る方却て速力に利益ありと云ふ程の次第にして斯る船を以て此季節には本海を航するは固より安全の策に非ず多年航海の經驗に示す所あれば假令上長の命令あるも其命令に從ひながら自から實地臨時の注意あかる可らず若し今度の遭難事件が此邊の注意を缺きたるが爲めに生じたるものゝあらんには輕卒に非ざるあり然りと雖も我輩は事の顚末を詳に知らざるが故に其罪の何れに歸す可きを斷ずることも兎に角此季節に此船を以て此海上を渡航したるの航海法に於て當を得たるものに非ずと云へば海軍の爲めに聊か遺憾を覺ゆるものあり

支那政府既に製鐵場設置の計畫あり

製鐵場設置の計畫は愈々其歩を進めて調査も定まりて次期の議會に提出す可しと云ふ其議に反對する者に非ざれども曾て前號に如く製鐵の事業たる大仕掛のものにして容易に我國の現狀に於ては原料の產出と云ひ職工と云ひ其他經濟上一般の事情と云ひ斯る大事業を起すことゝ得失相償ふの見込ある可きや否や頗る疑はしきこと果して是非とも事業を起さんとおらば伊太利もしくは西班牙等の例に倣ひ外國の製鐵會社と特約を結び其會社をして內地に築を起さしめ他日一般の事情自から起業するに適當なる時に至りて之を買取ることゝもおさば目下に得失相償はざるの患を免れて却て後來の利益も少あからざるの旨を述べたりしが我輩の所論果して孤ならず近日左の如き報道に接したり

佛國兵事新誌の記載に據れば支那の李鴻章總督は開平（天津と鐵道線路の相通ずる處）炭坑の一設置する爲め獨逸のクルップ會社と商議中あり其約束は製造一切の費用をば若干年間會社に於て負擔し期限に至りて支那政府の手に歸する其代りに原料を供する事に就ては會社に或る特典を與ふる等なりと云ふ

右の報道にして果して事實に相違なければ李總督の慧眼、支那の獨力を以て製鐵の如き大事業を經卒に企の非あるを洞見し彼の伊太利西班牙等の例に倣ひ外國の會社と約束して漸進を緩るの計畫なる可しと云ふは誠に適當の考案ありと云はざるを得ず我國の製鐵事業も完全の計畫さへ望むべくもあらざれども最初より其完全を望む可らずとすれば事情の許す限りに於て最良の方法を撰み一日も早く着手するみと今日の急ある可し調査と云ひ取調と云ひ軍に坐上の計畫のみに

笑話

傍若無人の老婆を打擲ふ　（外國笑話意譯）

或る日余は所用の爲め蒸氣車に乘り込みて地方へ行く其沿道、或るステーションにて一人の老婆入り來り偶々余が左の脇に席の空たるを見て之に尻を据へたり、見れば至て結構らしき老婆にて後生額ひとは手に掛けたる珠數にて夫れと知られたり又手荷物は隨分盛んあるものにして脊中に四角なる風呂敷包み一ツを胸にて結び止め、首より頭陀袋二ツを前にさげ、兩手に紙包み二ツゝ〆にて結びて引提たり但し左の方なる包みの一ツは油紙なり老婆は流石にサクと居心の悪しくやありけんモヂ〳〵と五體を動かし彼のガサ〳〵したる油紙の包みにて余が損料借の絹布の着物を散々に押し摩りければ余は氣の引けること一通ならず、ゴリと云ふ度にピクリとする其折柄老婆は何分にも究屈なりしみと見え終に又立ち上りて先づ兩手の紙包みを足の前に二ツ積み重ね頭陀袋は首より外して膝の上に並べたり先づ是れまでは無事おりしが老婆は尙ほも進で胸ある風呂敷包の結び目に手を掛けたるにぞハテナ彼の風呂敷包みの落ち着く先きは何處やらん熟々最前よりの稱儀作法を觀するに或は境杭の代りとして彼我の間に押込まるゝにやあらん、見れば隨分大ある包みなり左ありたに彌上にも肥太りたる老婆が肉の苦さに彼の大風呂敷包を押込まれては身動きもあらざる可しゝと心竊かに思ひ苦せしが兩無三賣彼の風呂敷包みは余が膝の上に落ち來りたり又其包みの見掛に由らず輕きは怪む可しと思ひしが兎に角に余は事の案外あるに且つ驚き且つあきれ老婆が早速の即席に人の膝を利用せし取廻しの程に感服したり老婆は余が身の苦樂に少しも頓着せざ指を屈して

エート木工兵衛さんの子供にヤンッバガ一包み、れ血の子に栗が三升と、夫れから貧丹に生姜に蟲の藥に風邪藥エーと八兵衛さんに賴まれた行燈もあるしと、李助さんが注文した味噌漉と土鍋と丼もあるしよし〳〵と獨り頷りに點頭き居りしが終に余が方を振り向き眼鏡の中より余の顏を熟々見て

モシ〳〵士やハア新田の田子兵衛どんじや御在ませんか

と問ひけるにぞ余は然らずと答へしが老婆は尙ほも語を續けて

よりや現消た私やハア主たけが違ッたかナー色の一體に顏の始末のつかぬさうさナー違てる所は田く大かアおかッた筈だがと云ひしかば余は平生ふとなれば少々ヱットいゝゑ私ッちの名は田子兵加藤清正と申しますのサと切り口上に云ひ放ちけ加藤ヘー加藤、夫れじやんの親類じや御坐らねへと云ふにぞイヤ全くさうじやありやに逢たみともありやせん老婆ヘー、ヨーさうかナー分思ひ當らない遠方におよりかヤ余ハー

お獨りかヤ

左樣

お宅に子供衆でもた持ちお宅はないのサ私ッちや孤ヤレ〳〵夫れは可愛さうモウ年が寄たに由て出すサ成て飲みもおさるまいと誰と云て育てゝ呉れた人の水を横目ににらんで金だ九ッと云ふ餓鬼の頃、親ル近處の犬を打ちのめしらあい理屈たア思たが仕其處で私ッちが思たにやじやあるめヘー一番、海云ふものは誰彈ら奴一た

ヘー獵師にでもおらッしや何の馬鹿な獵子あんかヤ私ッちや青海原を縱を共にしやしたのサ

ヘー

アイ其中私ッちも海賊にを斬り殺したり燒き殺し知れず其後、三十年の長ひ血を啜てばかり居たのだが今じや改心のをなさと云ひつゝ老婆は少し身荷物に手を掛けたり

余　左樣サ今じや蟲も殺老婆　れ說敎を聞きにれアイ時々には行て見るふ夫れはマア御奇特な、あ人に立ち歸らせるので夫が村の牙次郎と云ふ者は惡人と云たら如何惡い奴ッちの愚慢聖人のお說敎をは生れ變た樣なお佛者になッた老婆は暫く言葉もなくてふて云ひけるは